

笠井委員

日本とカナダの協力関係の一環として対人地雷禁止条約がありますけれども、これをめぐって、一九九六年のオタワ宣言、それから九七年東京会議の開催を初めとして、協力した取り組みを進めてきたことは重要な意義を持つと思います。私自身も、参議院議員時代に議連の一員として推進の活動に加わってまいりましたし、その後、二〇〇一年秋に、米国によるアフガニスタン報復戦争のさなかに、イスラマバードで国連地雷除去行動計画の責任者から直接つぶさに実情も聞きまして、改めてこの条約の意義を痛感してまいりました。現在、百五十一カ国が加盟しているけれども、米国はいまだに締結をしていないということでもあります。

これ以外にも、米国が加盟していない条約が幾つもあると思うんです。包括的核実験禁止条約、ジュネーブの追加議定書、それから京都議定書、国連海洋法条約、国際刑事裁判所規程、子どもの権利条約、女子差別撤廃条約などにも米国は加盟していないと思うんですけれども、これは事実ですね。

辻政府参考人

今先生の御指摘のあった条約については、事実だと思われまます。

笠井委員

日本が重視している軍縮、環境、人権などの多国間条約の普遍化を図るという上でも、こうした米国の姿勢と申しますか、はっきり言って国際ルール無視というか、そういう態度というのはいよいよ看過できないところまで今世界の状況は来ていると思うんです。

そこで大臣に伺いたいんですが、政府として、例えば、幾つもあるのでそれぞれ事情があることはあるでしょうが、地雷禁止条約や包括的核実験禁止条約、C T B T、さらには京都議定書について、今後、米国に対してどう働きかける対応をするのかという点について、現時点で伺いたいと思います。

麻生国務大臣

対人地雷全面禁止というのを推進しておりますが、中国、ロシア、インド、韓国、これはいずれもアメリカと同様に批准をしていないというのは御存じのとおり。ほかの国の名前は言われませんでしたけれども、それらの国も批准をしておりませんので、米国に限らずというところが、このオタワ条約、対人地雷禁止条約未締結国ということになるかと思いますので、これは、当然のこととして日本としては締結を働きかけていかねばならぬところと思っております。

それから、包括的核実験禁止条約というのにつきまして、いわゆるC T B Tの件に関しましては、これはいわゆる不拡散体制というものの維持強化のためには極めて重要な意義を有しておりますので、これも、米国プラス中国、インド、イラン等々が、発効要件ということに対しまして、条約の早期批准、イランは特にそうですけれども、今そういうのをやらせていただいておりますということになると思っております。

また、今よく話題になります地球温暖化対策の実効性というもののために、これまでも京都議定書への参加、地球温暖化対策等々いろいろ取り組みをやっておりますけれども、幸いにして意識が随分広まってきて、京都議定書以外の、参加はしなかったけれども、また別の、こういうのだったらどうだといういろいろな案が今出つつありますのは御存じのとおりなので、いずれにしても、結果が、効果が上げられなければ意味がありませんので、そういった効果あらしめるというもののためにどうやっていくかというのは、これは幅広く柔軟に対応せないかぬところだと思っております。

いずれにいたしましても、こういった今御指摘のありました三つの点に関しましては、さらに批准等々を積極的に働きかけていくべきものだと思っております。

笠井委員

米国に対しても働きかけるということでもあります。

私は、アメリカの条約締結状況を見ると、やはり多くの問題でやっていないというのがほかの国と比べても目立っているという点では、C T B Tについても核兵器廃絶のためにも本当に大事なわけですから、そういうことでさらに強力にやるべきだと思います。

最後になりますが、対人地雷の禁止条約、日本が締結する際に、我が国領土から対人地雷を全廃すべきであるということに対して、政府は、在日米軍による対人地雷の貯蔵及び保有までも認めないとするのは適当でないという態度を当時として問題になりました。

その際に、当時の小淵総理は、朝鮮半島における安全保障上の理由等から米国は署名していないけれども、米国が二〇〇六年までに朝鮮半島での対人地雷の代替兵器の開発を目指すとしていること等も踏まえて、引き続き適当な機会に米側と話し合っていくというふうに答弁されております。

さて、その二〇〇六年を迎えたわけでありますが、政府がとってきた立場からしても、米国に貯蔵及び保有も認めない、そのためにも速やかに締結せよというふうにはっきり日本政府は言うべきときが来ていると思うんですが、大臣、どういう話し合いになっているんですか、この問題。

麻生国務大臣

今御指摘のありましたように、先ほど言いたいわけの対人地雷禁止条約、これを通称オタワ条約と言っておりますけれども、これは先ほど、小淵総理のときに申し上げたとおり、我が国は、在日米軍による対人地雷に係る活動を防止及び抑止する条約上の義務を負っていないということになると思いますが、いずれにせよ、アメリカはもちろんですが、その他未締結国に対しても働きかけていかなばならぬということだと思っております。

今御指摘のありましたように、二〇〇六年までに対人地雷の代替兵器の開発を目指し、対人地雷及び対戦車混合システムの開発、配備が成れば二〇〇六年までに対人地雷禁止条約に署名するとしていたけれども、ブッシュ政権になってから、この政策を見直すとしてきたというのはもう御存じのとおりであって、新しい発表というのは、二〇一〇年以降、持続性のある地雷の使用禁止、二〇一〇年以降、米国はいかなる永続的な地雷も使用しないというように、今ここは変わってきているというのが私どもの認識をしているところであります。

いずれにしても、この対人地雷の話というのは、これは今かなり悲惨な例というのは、遺棄というか、戦闘が終結した後、そのままほうったままで、どこに埋めたかわからぬという対人遺棄の話でありますので、この種の話はかなり悲惨な話で、全く関係ない第三者が巻き込まれるというケースが圧倒的に多いというのは事実でありますので、こういったものに関しまして、日本としても、いろいろな形でこういったものの開発なり、人海作戦以外にないなんということじゃなくて、もっと科学的にやれるのかとか、いろいろな技術の開発等々、今後とも、これは今やっている最中でもあります。事実、日本のセンサーの技術によってこれを開発した部分もあったり、いろいろしているんです。

私どもとしては、今後、こういった非人道的な話というのはなかなか、簡単なようでも、散発的に起きるものですから、余り大きな話題に取り上げられませんが、今は笠井先生に取り上げていただきまして、こういった話というのは非常に大事な話だと思っております。

笠井委員

アメリカが方針を変えたということで、ブッシュ政権ということでは言われましたけれども、私、そのことによって日本国内における対応までおくらせてはいけないというふうに思います。そもそも、いかなる理由があろうとも対人地雷は全廃するというのが条約の趣旨であります。

昨年七月の本会議でも、小泉総理が、我が国は、対人地雷の全面禁止を推進してきており、米国を含む未締結国に対して、条約の普遍化を図ることの重要性を訴えてきていると答弁されました。その姿勢を貫く上でも、在日米軍基地内の対人地雷の貯蔵とか保有についても全廃させるべきだ、そして、きちっと条約に入れということを使うべきだということを強調して、終わります。